

令和 3 年 9 月 13 日
令和 4 年 2 月 1 日 改訂
令和 4 年 3 月 22 日改訂
令和 4 年 6 月 20 日改訂
令和 4 年 8 月 9 日改訂
令和 4 年 9 月 30 日改訂
国立研究開発法人海洋研究開発機構
緊急対策本部長
理事長 大和 裕幸

(新型コロナウイルス対応) 船舶運航についての方針 (改 5)

本方針 (改 4、本年 8 月 9 日付) の発出以降、研究航海の安全かつ確実な実施を目的とし、乗船地における乗船前自己隔離 (以下、バブル方式の実施) をお願いしてまいりましたが、一日あたりの国内新規感染者数は、同年 8 月 19 日に約 26 万人と報告されて以降、減少する傾向にあり、また、諸外国においても、社会経済活動の正常化が進んでいる状況にあります。

また、政府は令和 4 年 9 月 8 日に「With コロナに向けた政策の考え方」として、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の措置について、高齢者・重症化リスクのある者への保健医療の重点化と患者の療養期間の見直しを行うなど、新型コロナウイルス対策の新たな段階に移行し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針をとることを示し、令和 4 年 9 月 26 日から、全国一律で (陽性者) 発生届を簡略化する取組を開始致しました。

本方針 (改 2、本年 3 月 22 日付) において、バブル方式の実施を解除した際の国内新規感染者数は 1 週間平均で 1 日あたり約 5 万人と厚生労働省より報告されておりますところ、本年 9/23~9/29 の平均の国内新規感染者数が一日あたり 4.7 万人となり、前回解除時の数値を下回ることが確認されました。

今般、このような状況を総合的に勘案し、産業医の意見も踏まえ検討した結果、本方針 (改 4、本年 8 月 9 日付) で行ってきたバブル方式の実施を解除致します。

引き続き、全乗船者の皆さまにおかれましては、乗船前及び乗船中の感染予防対策に十分留意頂くとともに、政府の推奨する新型コロナワクチンの接種についても御協力をお願い致します。

記

船舶運航にかかる新方針は以下のとおりとし、原則本日以降に出港する航海から適用する。¹

1. 航海は、原則 2 回以上のワクチン接種が確認された乗船者によるものとする。
2. 航海の実施は、新規全乗船者が PCR 検査を 2 回 (乗船前 1 週間目処、72 時間以内) 受検し、陰性

¹ 本方針発出時に既にバブル方式の実施を開始している場合は除く。

を確認すること及び健康管理に関しては最新の「新型コロナウイルスの拡散に伴うMarE3における船舶乗船基準（以下「乗船基準」）」に従うことを前提とする。

3. ただし、1. の要件を満たさない者のうち、乗船地における乗船前の自己隔離²及び2. のPCR検査の受検（陰性確認）を経た者についても、最新の乗船基準に従って健康管理を行うことを前提とし、乗船可とする。なお、本項の適用は日本の港から4日の航程内の航海に限る。

以上

² 日本の港から4日の航程内の航海は4日間（4泊）